

平成29年2月16日 日本版畜産GAPに係る説明会資料

# 「JGAP家畜・畜産物」の推進

平成29年2月  
**農林水産省**  
生産局畜産部畜産振興課

お問い合わせ先：  
生産局畜産部畜産振興課畜産技術室  
担当者：個体識別システム活用班 江上、森川、上田  
代表：03-3502-8111（内線4924、4853）  
ダイヤルイン：03-6744-2276  
FAX：03-3502-0887

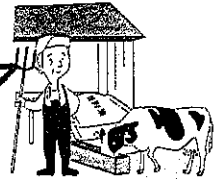
## 畜産における農業生産工程管理(GAP)とは

農業生産活動の持続性を確保するため、

①食品安全・家畜衛生・環境保全・労働安全・アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、②これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組のことです。

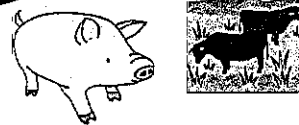
### 食品安全（点検項目例）

動物用医薬品の取扱いは管理獣医師等の指示の下で行おう。



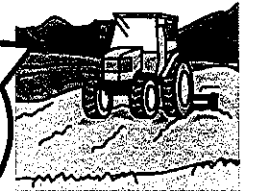
### 環境保全（点検項目例）

地域内の循環を考慮して、草地には地域内で発生した有機物を優先的に使おう。



### 労働安全（点検項目例）

事故を起こしてケガしないように作業環境の改善をしよう。  
作業に適した防護服を着よう。



## どうしてGAPを導入する必要があるの？

産地や農家が安定した経営を続けるためには、信頼性の確保、環境への配慮、事故防止等の対策が重要です。特に、輸出への取組、東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給等、海外からのお客様に対応するためには、GAPの取組が必要となってきています。

国内流通でも、農産物では既に一部の大手流通チェーンがGAPの取組を求めており、東京オリンピック・パラリンピックを機に更に加速化。

将来的には、GAPの取組は必須となる可能性。

# 持続可能性に配慮した調達コード(案) - 組織委員会資料より -

- 組織委員会は、持続可能性に関する取組の一つとして、「持続可能性に配慮した調達コード」を策定・運用することとしており、2016年1月に「基本原則」を公表。
- 調達コードにおいては、持続可能性の観点から全ての物品・サービス等に共通して適用する基準や運用方法等を定めるとともに、必要に応じて物品別の個別基準を設定することを検討。

主な項目	内容	
適用範囲	組織委員会が調達する全ての物品・サービス及びライセンス商品	
調達における持続可能性の原則	<p>組織委員会は、大会に必要な物品・サービス等の調達に当たり、以下の4点を重視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①どのように供給されているのか</li> <li>②どこから採り、何をを使って作られているのか</li> <li>③サプライチェーンへの働きかけ</li> <li>④資源の有効活用</li> </ul>	
共通事項	<p>持続可能性に関する基準</p>	<p>組織委員会が調達する物品・サービス等に関して、以下の事項をサプライヤー、ライセンス、それらのサプライチェーンに求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>＜全般＞ 法令遵守</li> <li>＜労働＞ 児童労働の禁止 等</li> <li>＜環境＞ 省エネ、3Rの推進 等</li> <li>＜経済＞ 公正な取引慣行、地域経済の活性化 等</li> <li>＜人権＞ 差別・ハラスメントの禁止 等</li> </ul>
	担保方法	調達コードの実効性を確保するための、コミットメント、サプライチェーンへの働きかけ、取組状況の説明、モニタリング、改善措置等について規定
苦情処理システム	調達コードの不遵守に関する苦情等を処理する仕組みを設置	
物品別の個別基準	<p>重要な物品・サービス等やその原材料等については個別に調達基準や確認の実施方法等を設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>＜対象＞ 木材（策定済）、農産物、畜産物、水産物、紙（今後検討）、パーム油（今後検討）</li> </ul>	

# オリ・パラ東京大会「持続可能性に配慮した畜産物の調達基準」(案)の概要

## 《畜産物》

### ＜要件＞

- ① 食材の安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② 環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ 作業者の労働安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ④ 快適性に配慮した家畜の飼養管理のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～④を満たすもの)

- ア JGAP、  
GLOBALG.A.P.、  
組織委員会が認める認証スキーム
- イ 「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産され、第三者により確認を受けていることが示された畜産物

### ＜推奨される事項＞

・有機畜産により生産された畜産物

・エコフィードを用いて生産された畜産物

・障がい者が主体的に携わって生産された畜産物

・農場HACCPの下で生産された畜産物

・放牧畜産実践農場で生産された畜産物

(海外産で、上記要件の①～④の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

### ＜国産を優先的に選択＞

(国内畜産業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である畜産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)

# 調達基準案への対応（畜産物）

## 【現状】

法令等に基づき持続可能性に配慮した畜産の実践

（課題）

生産工程全体を網羅した第三者認証がなく、バイヤー等から見て取組がわかりにくい

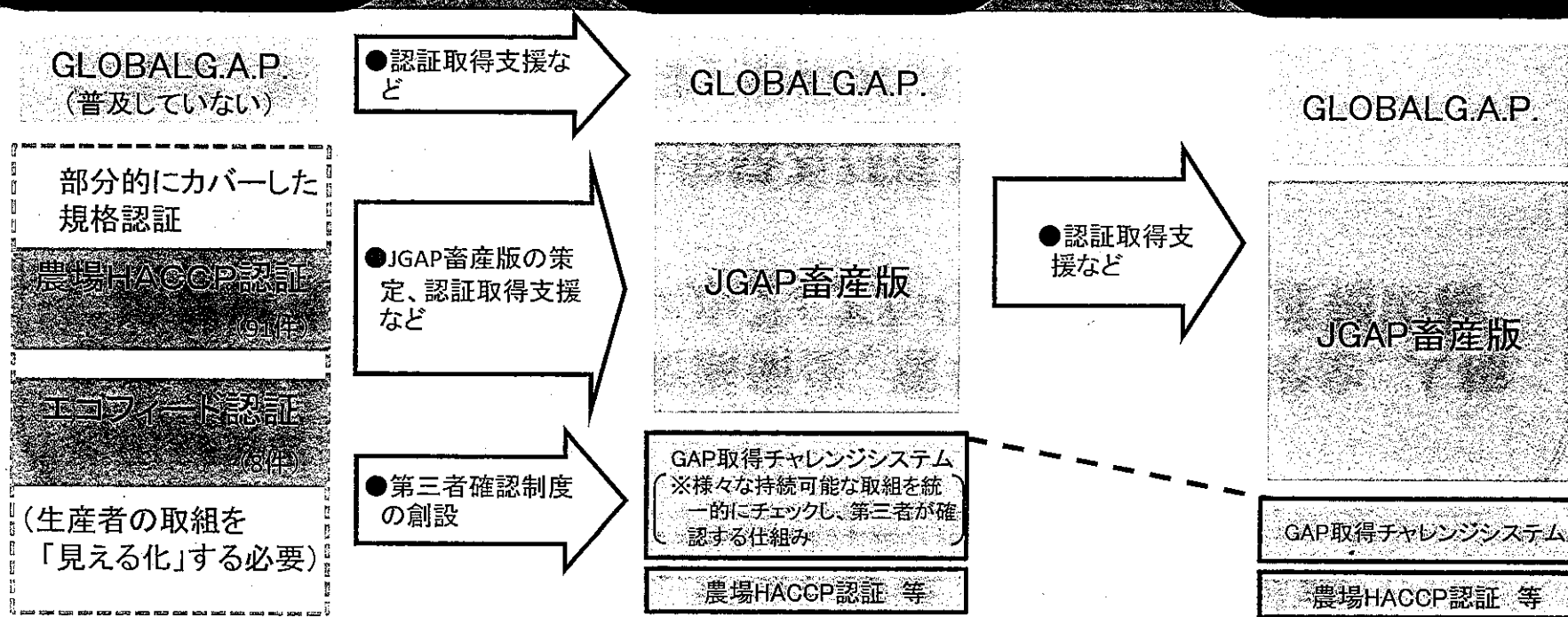
## 【2020東京大会時】

- ・国際水準GAPが一定程度普及
- ・第三者認証制度の普及・定着

・国産畜産物の東京大会への供給

## 【レガシー】

- ・畜産物輸出力の強化
- ・輸出・インバウンド消費の拡大



# 日本版畜産GAP(JGAP家畜・畜産物)の概要

## <JGAP家畜・畜産物の骨子>

- 農場運営、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権の尊重及びアニマルウェルフェアから成る家畜・畜産物の総合的なGAP
- 乳用牛、肉用牛、豚、肉用鶏及び採卵鶏の5畜種
- 審査・認証のルール等は、他のJGAP基準と共通

注：JGAPとは、農林水産省が推奨する農業生産工程管理手法(GAP)の一つで、(一財)日本GAP協会が開発・運営し、対象とする農産物は、青果物、穀物、茶で、今回、新たに家畜・畜産物に取組。

- ・ 2020オリンピック・パラリンピック東京大会における食料調達基準(畜産物)にも記載予定
- ・ 国産畜産物の輸出環境整備事業(H28補正予算)により、取得農家の経費を支援(定額)

## 【今後のスケジュール】

- ・ 日本GAP協会(運営主体)によるパブリックコメントを実施済み(~1/17)  
[http://jgap.jp/LB\\_05/public\\_comment-jgap\\_kachiku\\_chikusanbutsu.html](http://jgap.jp/LB_05/public_comment-jgap_kachiku_chikusanbutsu.html)
- ・ 平成29年度からの運用開始を予定

## 国産畜産物の輸出環境整備事業（新規）

- 我が国畜産物の輸出拡大に向けて、生産構造を改革し、日本版畜産GAPの策定、国際的に通用する水準の認証の取得に向けた取組等を支援する。

【補助率】定額、【事業実施主体】民間団体等

### 1 日本版畜産GAP策定の支援

畜産物に関するGAP策定を進めるため、検討委員会の開催、国内外の調査、情報収集や基準書作成などの取組を支援。

### 2 日本版畜産GAP認証等の取得支援

畜産物生産者による日本版畜産GAPやグローバルGAP等の取得を容易にするため、研修会を開催し、認証の取得を目指す生産者の取組を支援。

### 3 認証農場生産の畜産物流通対策

GAP等取得生産者の畜産物が区分される流通環境を整えるため、検討会の開催や分別生産流通管理などの取組を支援。

### 4 エコフィード認証の取得支援

今後のインバウンド消費も見据えた、畜産物生産者によるエコフィード認証の取得を容易にするため、検討会や講習会を開催し、認証の取得を目指す生産者の取組を支援。

国産畜産物に対する評価の向上による輸出機会の拡大

# 持続可能性配慮型飼養管理推進事業

- 近年、民需での取引での付加価値を付けていくために、法令遵守より一段高いレベルでの家畜衛生、食品安全等に関する取組が求められる傾向が世界的に見られる。このため、今後、我が国の畜産物の評価を高めていくために、我が国畜産農家の飼養管理水準を構造的に改革し、システムティックに底上げていくことが必要。
- 日本版畜産GAPの取得が難しい中小規模の生産者等の準備段階の取組となる「GAP取得チャレンジシステム」の策定を予定しており、今後、我が国の飼養管理水準の底上げのため、このシステムの普及・啓発を図る。

## 現状

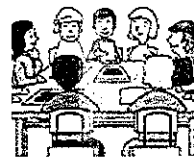
日本版畜産GAPの策定  
食品衛生  
環境保全  
労働安全  
動物福祉  
法令遵守より一段階

GAP取得チャレンジシステムの策定  
日本版畜産GAPの準備段階として位置付け

## 事業実施

【補助率】定額、【事業実施主体】民間団体等

GAP取得  
チャレンジシステム  
の普及・啓発



日本版畜産GAPは難しいなあ。

チャレンジシステムなら、できそうだ！！

中小規模生産者等

Webで各取組の達成状況、生産者・生産物名が検索可能



食材提供事業者等

各生産者の取組が一目でわかる！

審査員育成



動物福祉に関する飼養管理の指導



日本版畜産GAPの取得生産者の拡大



日本版畜産GAPの取得に挑戦！

持続可能性配慮型飼養管理の推進



**H28年度補正予算 国産畜産物の輸出環境整備事業  
事業実施内容(実施要領からの抜粋)**

**I. 日本版畜産GAP策定等支援事業(うち日本版畜産GAP規格化関連)**

**1 日本版畜産GAPの検討**

事業実施主体は、学識経験者、流通業者、生産者団体等のGAPに関する専門知識を有する委員で構成される検討委員会を開催し、日本版畜産GAPの策定に向けた検討を行う。

**2 国内及び諸外国の実態調査**

事業実施主体は、日本版畜産GAPの策定を行うに当たり、国内の生産現場におけるGAPへの取組状況を調査するとともに、必要に応じて、諸外国におけるGAPの取組状況の調査を行うほか、日本版畜産GAPが国際的な規格として認められるよう関係者と調整を行う。

**3 基準書の作成**

事業実施主体は、日本版畜産GAPの認証のための審査を行うに当たって必要な基準書を作成・公表する。また、事業者及び生産者等向けのリーフレット等を作成し、普及を行う。

**4 指導員の育成**

事業実施主体は、日本版畜産GAPの普及に必要な指導員を育成するため、専門知識や技術の習得のための研修会の開催等を行う。

**II. 日本版畜産GAP策定等支援事業(うち日本版畜産GAP定着化関連)**

**1 日本版畜産GAP認証等の取得支援**

**(1) 認証団体への支援**

事業実施主体は、日本版畜産GAPの認証のための審査を行う者を育成するため、日本版畜産GAPに関する専門知識や認証に関する研修会の開催等を行う。

**(2) GLOBALG. A. P. 認証取得の促進**

事業実施主体は、生産者等によるGLOBALG. A. P. 認証の取得を推進するために、取得拡大に向けた戦略等について、学識経験者、流通業者、生産者団体等の実務者等で構成される検討委員会の開催を行う。

**2 生産工程記録管理システム構築の支援**

**(1) システム検討委員会の開催**

事業実施主体は、将来的に日本版畜産GAPやGLOBALG. A. P. の取得を目指す事業者及び生産者等が、携帯端末等を用いて簡易に記録した生産工程の記録を管理するシステム(以下「生産工程記録管理システム」という。)を構築するため、学識経験者、流通業者、生産者団体等の専門知識を有する委員で構成される検討委員会の開催を行う。

## **(2)生産工程記録管理システムの構築**

事業実施主体は、検討委員会の検討内容を踏まえ、生産工程記録管理システムの構築を行う。

## **Ⅲ. 日本版畜産GAP・グローバルGAP取得拡大事業**

### **1 日本版畜産GAP認証等の拡大支援**

#### **(1)認証取得研修会の開催**

事業実施主体は、日本版畜産GAPやGLOBALG. A. P. の取得を目指す事業者及び生産者等を対象として研修会の開催等を行う。

#### **(2)認証取得の推進**

事業実施主体は、日本版畜産GAPやGLOBALG. A. P. の取得を推進するため、事業者及び生産者等が認証を取得するのに要する経費の支援を行う。

### **2 認証畜産物流通対策の支援**

#### **(1)流通対策検討委員会の開催**

事業実施主体は、日本版畜産GAPやGLOBALG. A. P. を取得した生産者等によって生産された畜産物が、付加価値のある畜産物として流通する環境を整えるために、学識経験者、流通業者、生産者団体等の地域の関係者で構成される検討委員会開催の支援を行う。

#### **(2)分別生産流通管理取組の支援**

事業実施主体は、検討委員会の検討内容を踏まえ、付加価値のある畜産物の分別生産流通管理を行うための取組の支援を行う。【補助率:1/2】

### **3 エコフィード認証等の拡大支援**

#### **(1)研修会の開催**

事業実施主体は、エコフィード認証及びエコフィード利用畜産物認証(以下「エコフィード認証等」という。)の取得を目指す事業者及び生産者等を対象とした研修会の開催等を行う。

#### **(2)実態調査**

事業実施主体は、エコフィード認証等の取得を推進するため、認証の取組状況やエコフィードを利用した畜産物の流通状況等の調査を行う。

#### **(3)認証取得の支援**

事業実施主体は、事業者及び生産者等が行うエコフィード認証等の申請に係る審査・認証を行う。

## 2020年東京大会に向けた日本の食文化発信等に係る取組

- 平成28年5月に東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の下に「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議」を設置し、政府と関係機関の連携体制を整備。
- 組織委員会においては、大会関係施設での飲食提供に使用する食材の調達基準を検討しており、2016年度内に策定予定。また、大会関係施設における飲食提供の各種配慮や取組については「飲食提供基本戦略」(仮称)を2017年度内に策定予定。

